

トルコにおける意匠の機能性および視認性

Destek Patent, INC.

DESTEK PATENT は 1983 年に設立され、トルコの知的財産（IP）の管理と保護に関して優れた評価を得てきており、知的財産の保護のすべての分野、特に工業所有権法、不公正競争、著作権、ライセンス、税関での押収、調停、合併および買収、会社法に関して、トルコ内外の多くの主要企業、中小企業、大学、研究機関のクライアントのに対して助言と法定代理を提供している。

【概要】

トルコの意匠の登録審査では、形状分析とコンテンツ（新規性）分析の両方を行う。方式審査では、出願に必要な書類が出願書類として提出されているかどうか、また、該当する場合は、関連する規則の条項に明記されているかどうかを検討する。意匠出願の方式要件に適合する点で欠陥がない場合は、意匠の新規性、識別性分析を含むコンテンツ分析を受けることになる。

コンテンツ・イノベーション・レビュー段階では、いくつかの他のチェックも行われ、意匠法における意匠や製品の定義に準拠しておらず、独創性が見つからない意匠出願は、トルコ特許商標庁（TÜRK PATENT）によって拒絶される。

ただし、意匠が適用される製品の技術的機能に必要な外観特性は、意匠の保護範囲から除外される。一方、複合製品の構成部品である製品に施された、または組み込まれた意匠は、構成部品が複合製品に組み込まれた後も、当該製品の通常の使用中に目で見えることが必要である。

これらの条件に従わない出願が特定された場合、知的財産法・法律第 6769 号（SMK）に従い、意匠出願および登録に関する決定に対して無効訴訟が提起される場合がある。

【詳細】

1. 機能性

トルコ知的財産法 (Sınai Mülkiyet Kanunu : SMK) の第 56 条(1)では意匠が保護される条件が次のように規定されている。「意匠は、それが新規であり、独創性があれば、本法によって付与された権利の下に保護される。」

ただし、第 58 条(4)により「製品の技術的機能により決定づけられる外観の特徴」の場合は保護の範囲外となる。これに関連して、第 58 条(2)では「保護の範囲を判定するに当たっては、創作者の自己の意匠を創作する際の自由度を考慮に入れるものとする」としている。

意匠規則第 51 条では、意匠出願に付随して提出される明細書について、「意匠または意匠が適用される製品の外観的な特徴を除き、製品または製品を生産する方法の技術的または機能的な特徴を保護の範囲に入れてはならない」としている。

すでに述べたように、製品の技術的な機能により決定づけられる外観の特徴は、意匠保護の範囲外である。技術的な機能を満足する特定の外観をその範囲に含める意匠は、創作者に創作の自由度を与えない。同じ技術的機能を発揮する他の形態の製品がある場合、創作者の設計の自由度は技術的機能により制限されない。

例えば、円形の鋸刃 (図 1) やコンピュータ・ゲームのカード (図 2) の製品は、技術的機能により決定づけられる外観的特徴を備えており、創作者には選択の自由がない。円形の鋸刃周りに並んだ歯は、より良く切れるように設計される。コンピュータ・ゲーム・カードの端のノッチ (切り欠き) は、ゲーム機本体のスロット (差し込み口) にロック・インまたはロック・アウトするように設計され、人が前面の端子列に触れるのを防ぎ、中央の長方形の部分はラベルを貼るよう設計されている。両方の製品の視覚的特徴は、完全に技術的な特徴で構成され、審美的な外観を持つ要素はない。

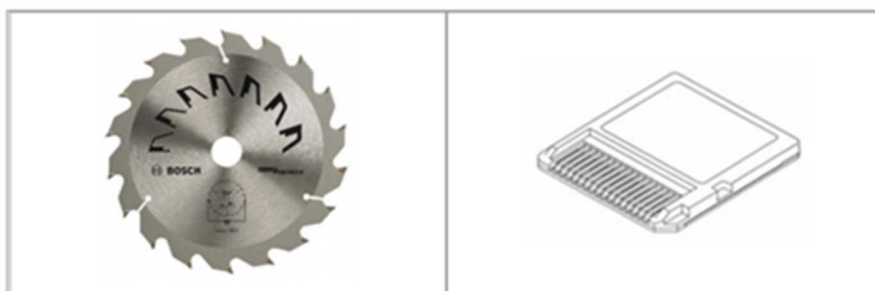


図 1.丸鋸刃

図 2.ゲーム・カード

図 3 は、コンセントから電力を引き出すように設計されたプラグである。プラグ端部にのみ意匠保護が必要な場合、創作者が創作する自由を持たないため、登録できない。ただし、旅行用の携帯型のように製品全体の保護が求められた場合、出願を登録することができる（図 4）。

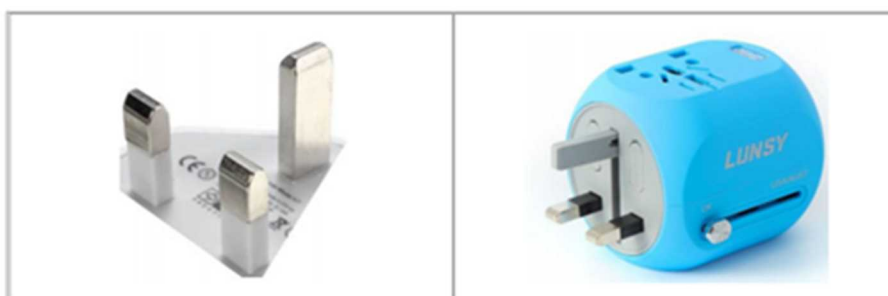


図 3.プラグ端部

図 4.旅行用携帯型プラグ

2. 視認性

トルコ知的財産法には視認性に関する条項が含まれている。また、デザインレビューガイド（Tasarım İnceleme Kılavuzu）では視認性の説明と例を提供している。以下に、視認性が重要なアニメーションと、複合製品が法律でどのように保護されるのか、例を挙げて説明する。

2.1 スナップショット（アニメーション）

スナップショットは、特定の時点での単一のアニメーション意匠の進行を示す短い一連の画像である。アイコンまたはグラフィカル・ユーザー・インターフェース・アニメーションのスナップショットを図 5、6 に示す。

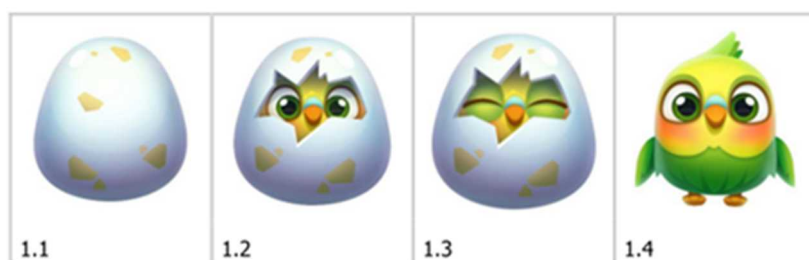


図 5.アイコン・アニメーション

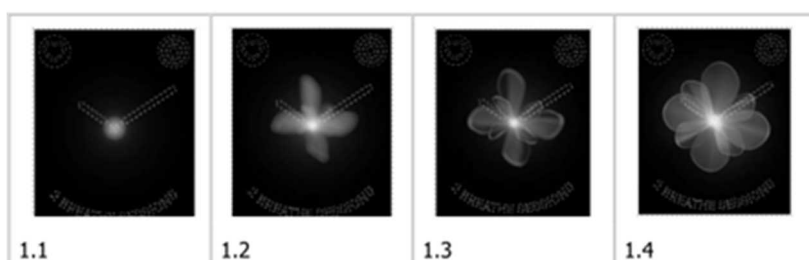


図 6. インターフェース・アニメーション

明細書では、意匠または意匠が適用される製品の視覚的特性を除き、製品の技術的および機能的特徴や生産方法などの表現は、保護の範囲に影響を与えず、説明は必須ではない。ただし、アニメーションなど、外観の変化を伴う画像に関連した指摘を受ける可能性を最小限に抑えるために、明細書に説明を提供し、画像や画像の順序を説明することを推奨する。

2.2 複合製品

機能性の項で述べたように、意匠は、トルコ知的財産法が付与する権利の範囲内でそれを保護するために、「新規性」と「独創性」の要素を持つ必要がある（法第 56 条(1)）。分解することによって置き換えまたは交換できる部品からなる複合製品の一部の意匠（法第 55 条(3)）は、意匠が次の要件を満たしている場合、新規であり独創的であると考えられる（法第 56 条(2)）：

- a) 構成部品が複合製品に取り付けられ、複合製品の通常の使用中に引き続きみることができる場合（通常の使用：メンテナンス、サービス、または修理作業を除き、エンドユーザーによる使用を指す（法第 56 条(3)））。
- b) 構成部品の可視的特徴が、新規性および独創性に関する要件を満たす場合。

この文脈では、通常の使用では見えない複合製品の部分は、新規性と独創性の基準の面で、既存の意匠と比較することはできない。複合製品の構成部品が通常の使用で見えない場合、その構成部品の意匠出願は意匠部門の職権により拒絶される。

例えば、アイスホッケーのスケート靴に装着されたスケート刃の意匠出願を行う場合、スケート刃とその意匠機能が見えるかどうかを評価する。

スケート刃、スケート刃ホルダー、スケート靴はアイスホッケー・スケート靴の取り外し可能なパーツである。

スケート刃をスケート刃ホルダーに取り付けた後、スケート刃上部のねじ込み部は通常の使用時にエンドユーザーには見えないため、この意匠出願は拒絶される（図7、8）。しかしながら、図9のように、スケート刃の上部に隙間部分を保持することが望ましい場合には、登録される（組み合わせられた複合物の部分的な外観に注意）。



図7 アイスホッ
ケースケート刃
（意匠出願）

図8 アイスホッ
ケースケート靴
（複合製品）

図9 隙間のある
スケート刃を持
つアイスホッケー
スケート靴

・通常使用時の複合製品部品の表示状況

a) 複合製品部品全体の非表示の状況

複合製品部品を、複合製品に取り付ける場合、複合製品の通常の使用時に目で見える必要がある。複合製品を通常使用する状態で意匠が適用される複合製品部品の特徴が視認されない場合、複合製品部品の意匠出願は拒絶される。

例えば、ボイラーの一部である熱交換器（図 10）を円筒形容器に入れると、通常使用時には見ることができず（図 11）、したがって登録することができない。



図 10 熱交換器

図 11 熱交換器ハウジングとボイラー

b) 複合製品部品の部分的な外観

複合製品部品は、複合製品の使用中に、常にはっきりと見える必要はない。

複合製品の通常の使用では、意匠が適用される部品が部分的に見える場合、既存の意匠との比較は可視部分のみに限定される。

例えば、芝刈り機のエンジンの意匠出願では、エンジンのベース部分と、既存の意匠と比較して見ることのできないエンジンの後部部分は、エンジンの目に見える上部、側面、前面と比較される。

エンドユーザーはエンジンを上から見て、全体的な印象を作り上げる（図 12、13）。

図 12: 芝刈り機エンジン
(意匠出願)図 13: 芝刈り機
(組み合わせ製品)

c) 透明なハウジング（外装）を持つ複合部品の外観

複合製品部品が、透明なハウジングが使用され、外から見える場合、意匠として保護される。例として、透明なハウジングが使用されるサイクロン掃除機の円筒状のダスト容器部分がある（図 14、15）。



図 14 円筒状ダスト容器

図 15 サイクロン掃除機

しかし、出願人が何らかの複合製品意匠で拒絶された場合、透明な外装を使用すれば意匠が可視化する、と理論的に主張することは考慮されていない。

・製品部品と複合製品との関係

複合製品を、その部品とは無関係に完成品として販売できる場合、その部品は複合製品の一部とはみなされない。

例えば、複合製品であるプリンターはインク・カートリッジなしで販売可能である。そのため、カートリッジは複合製品の一部ではなく、プリンターの中にあって見えないからといってカートリッジの意匠出願を拒絶することはできない。

同様に、車両に搭載される LPG 整流器（図 16、17）は、製品である車両に搭載されている場合、車両の一部と考えられ、そして、車両にオプションとして搭載される場合、複合製品の一部とはみなされない。



図 16 LPG 整流器

図 18 自動車上の LPG 整流器

また、別の例として、建物の外装に使用される断熱材は、建物とは別に販売される完成品であり、複合製品の一部であるとはみなされない。



図 18 断熱材

図 19 断熱材の応用例

複合製品が製品の一部として物理的に分離を防ぐために一体として扱われる場合（例えば、溶接、リベットまたは接着剤で固定されている）、製品の部品は取り外したり取り付けたりすることはできない。

例えば、靴底は、組み合わされた製品の一部とはみなされない。靴底を取り外した後、接着や縫製により新しい靴底に変える。しかし、かかとが交換可能な靴の場合、また、スケート刃が交換可能なアイスホッケーシューズの場合、部品は着用でき、複合製品とみなされる。

意匠保護が複合製品全体に求められた場合、組み合わされた部品が通常使用時に不可視であっても、意匠登録により保護される。例えば、埋設型廃棄物容器は、地面に埋もれているため、通常の使用では表れない。

埋設型容器、それ自体は複合製品であり、複合製品の部品としての登録は、要求がないため、複合製品として登録可能である（図 20、21）。



図 20 廃棄物容器

図 21 廃棄物容器使用図

【ソース】

- ・トルコ産業財産法 法律第 6769 号

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

- ・産業財産法施行規則

<https://wipolex.wipo.int/en/text/463332>

- ・意匠審査ガイド

<https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/resources/temp/5CC64622-ADED-4689-916A-CD433A7AD704.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)